

就職に向けて取り組んでいる方への支援があります!



住宅支援資金貸付の紹介 **New**

概要 母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向け意欲的に取り組んでいる方に対して、家賃の貸付を行っています。

対象となる方 原則、児童扶養手当を受給し、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

支援内容 原則12か月間、入居している住居の家賃の実費(上限4万円)を無利子で貸付します。貸付を受けた日から1年以内に就職または現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等を行い、1年間就業を継続したときは貸付の返還金が免除となります。

問い合わせ先

「市」にお住まいの方は市役所担当課、
「町」にお住まいの方は県健康福祉事務所まで

高等職業訓練促進給付金の紹介 **New**

概要 看護師や保育士などの資格取得を目的として、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の父母に対し、受講期間中の生活資金を支給しています。(令和3年度に限り、6月以上の訓練を必要とする民間資格の取得も支給対象)

対象となる方 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
※求職者支援制度における職業訓練受講給付金等を受けている方は受給できません。

支援内容

- ▶支給対象期間：上限4年間
- ▶支給金額：市町民税非課税世帯 月額 **100,000円**
市町民税課税世帯 月額 **70,500円**
(修学期間の最終年限1年間について4万円を増額)

問い合わせ先

「市」にお住まいの方は市役所担当課、
「町」にお住まいの方は県健康福祉事務所まで

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援情報



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の申請はお済みですか?

概要 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されています。

対象となる方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていた方(支給済)
- ②公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請期限 令和4年2月28日 ※対象者②③の方は申請が必要です。

給付額 児童一人当たり一律 **50,000円**

問い合わせ先

「市」にお住まいの方は市役所担当課、
「町」にお住まいの方は町役場まで

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の紹介 **New**

概要 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されています。時短営業等による勤務時間減少(1日4時間未満)、シフトの日数減少なども対象となります。

支給額の算定方法 休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)
※制度の詳細や支給要件等については、下記コールセンターまで連絡ください。

問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
TEL:0120-221-276 【受付時間】月～金曜日 8時30分～20時00分
土日祝 8時30分～17時15分